

市区町村におけるパソコンリサイクルの取組状況について

市区町村におけるパソコンリサイクルの取組状況について、この度結果を取りまとめましたので、公表します。

平成18年10月から平成19年9月までの1年間において、家庭から排出されたパソコン(デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ。以下、「廃パソコン」といいます。)を市区町村が回収(以下、「行政回収」といいます。)した合計台数は10,166台でした(なお、メーカー等による回収台数300,345台)。

また、平成19年10月1日時点の市区町村における廃パソコンの回収体制については、全1,823市区町村の95%に当たる1,724市区町村が製造等事業者によりリサイクル義務がある廃パソコンの行政回収を行っていません。

1 背景

廃パソコン(デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ)については、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に基づき、メーカー等によるリサイクルが平成15年10月から始まっています。これを受け、環境省では、市区町村におけるパソコンリサイクルの取組状況について、調査を定期的実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全1,823市区町村(平成19年10月1日現在の総人口12,777万人)で、対象期間は、廃パソコンの行政回収台数及び不法投棄物の回収の有無については平成18年10月-平成19年9月、その他については平成19年10月1日時点としました。なお、一部の調査項目については、1年前の同期の調査結果も付記しました。

2 廃パソコンの行政回収台数について

平成18年10月-平成19年3月における廃パソコンの行政回収台数は5,332台、平成19年4-9月における回収台数は4,834台、平成18年10月-平成19年9月までの1年間では合計10,166台でした(表1)。

なお、平成18年10月-平成19年9月におけるメーカー等による回収台数は、300,345台でした(表2)。

(表1) 廃パソコンの行政回収台数^{注)}

	デスクトップ	ノートブック	ブラウン管式 ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	合計
平成 18 年 10 月 - 平成 19 年 3 月	2,374	619	1,948	391	5,332
平成 19 年 4 - 9 月	2,124	571	1,780	359	4,834
合計	4,498	1,190	3,728	750	10,166

平成 18 年 10 月 - 平成 19 年 3 月の回答自治体数は 1,752、人口は 12,210 万人で、平成 19 年 4 - 9 月の回答自治体数は 1,751、人口は 12,199 万人です。

(表2) メーカー等による廃パソコンの回収台数^{注)}

(出典：有限責任中間法人パソコン 3 R 推進センター)

	デスクトップ	ノートブック	ブラウン管式 ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	合計
平成 18 年 10 月 - 平成 19 年 3 月	56,452	22,105	59,355	14,224	152,136
平成 19 年 4 - 9 月	54,591	23,612	54,413	15,593	148,209
合計	111,043	45,717	113,768	29,817	300,345

3 廃パソコンの処理体制について

製造等事業者にリサイクル義務がある廃パソコン(以下、「義務品」といいます。)については、全自治体の 95% に当たる 1,724 自治体が行政回収を行っていません(表3)。また、義務品及びリサイクル義務がある製造等事業者が存在しない廃パソコン(以下、「義務者不存在品」といいます。)とともに原則行政回収を行わない自治体が、1 年前の同時点と比べて微増しています。

(表3) 廃パソコンの処理体制

	平成 19 年 10 月 1 日時点 (自治体数(%))	平成 18 年 10 月 1 日時点 (自治体数(%))
義務品・義務者不存在品ともに 原則行政回収しない	1,637 (90%)	1,628 (90%)
義務者不存在品のみ行政回収する	87 (5%)	95 (5%)
義務品・義務者不存在品ともに行政回収する	99 (5%)	93 (5%)
合計	1,823 (100%)	1,816 (100%)

- 4 義務品・義務者不存在品ともに行政回収は原則行わない自治体の対応について
 義務品・義務者不存在品ともに行政回収は原則行わない1,637自治体の86%に当たる1,412自治体においては、義務者不存在品がパソコン3R推進センターにより処理されています(表4)^{注)}。

また、義務者不存在品が一般廃棄物処理業者により処理される際の処理料金の単純平均値は、約2,490~3,040円でした(表5)。

(表4) 義務者不存在品の主な処理ルート

	平成19年 10月1日時点	平成18年 10月1日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
一般廃棄物処理業者により処理	139(9%)	129(8%)
パソコン3R推進センターにより処理 ^{注)}	1,412(86%)	1,126(69%)
その他	86(5%)	373(23%)
合計	1,637(100%)	1,628(100%)

(表5) 一般廃棄物処理業者における義務者不存在品の処理料金

	デスクトップ	ノートブック	ブラウン管式 ディスプレイ	液晶 ディスプレイ
平均処理手数料	3,041円	2,492円	2,895円	2,559円

(表6) 一般廃棄物処理業者における主な処理方法

	平成19年 10月1日時点	平成18年 10月1日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等のリサイクルを実施	55(40%)	44(34%)
破砕処理後、鉄等金属を回収して残さを埋立処分	64(46%)	55(43%)
破砕処理後、埋立処分	16(11%)	8(6%)
直接埋立処分	0(0%)	1(1%)
その他	4(3%)	21(16%)
合計	139(100%)	129(100%)

- 5 義務者不存在品のみ行政回収する自治体の対応について

義務者不存在品のみ行政回収する87自治体における処理料金の単純平均値は、約540~690円でした(表7)。

また、これら87自治体の26%に当たる23自治体は将来的には行政回収をやめる予定であると回答しています(表9)。

(表7) 義務者不存在品の収集・受入区分、処理手数料

	粗大ごみ 大型ごみ	不燃ごみ	搬入ごみ 持込ごみ	その他	平均 処理手数料
	(自治体数(%))				(円)
デスクトップ	49 (56%)	23 (26%)	11 (13%)	4 (5%)	653円
ノートブック	38 (44%)	35 (40%)	10 (11%)	4 (5%)	535円
ブラウン管式 ディスプレイ	49 (56%)	21 (24%)	12 (14%)	5 (6%)	693円
液晶 ディスプレイ	46 (53%)	25 (29%)	11 (12%)	5 (6%)	573円

(表8) 義務者不存在品の主な処理ルート

		平成19年 10月1日時点	平成18年 10月1日時点
		(自治体数(%))	(自治体数(%))
パソコン3R推進センターへ引き渡し、再資源化 ^{注)}		4 (5%)	14 (15%)
廃棄物処分業者へ引き渡し、処分等		30 (34%)	21 (22%)
自ら処理 市区町村が	手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等のリサイクルを実施	6 (7%)	7 (7%)
	破碎処理後、鉄等金属を回収して残さを埋立処分	34 (39%)	37 (39%)
	破碎処理後、埋立処分	7 (8%)	10 (11%)
	直接埋立処分	5 (6%)	5 (5%)
その他		1 (1%)	1 (1%)
合計		87 (100%)	95 (100%)

(表9) 義務者不存在品を行政回収する主な理由

	平成19年 10月1日時点	平成18年 10月1日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
義務者不存在品の行政回収をやめたとしても、義務者不存在品が自治体の収集するごみに混ざって排出されるおそれがあるため	57 (66%)	58 (61%)
パソコン3R推進センターにおける義務者不存在品の回収について、周知が未だ十分に図られていないため。したがって、将来的には義務者不存在品の回収をやめる予定	23 (26%)	23 (24%)
その他	7 (8%)	14 (15%)
合計	87 (100%)	95 (100%)

6 義務品・義務者不存在品ともに行政回収する自治体の対応について

義務品・義務者不存在品を問わず行政回収する 99 自治体における処理料金の単純平均値は、約 400～560 円でした（表 10）。

また、これら 99 自治体の 29%に当たる 29 自治体は義務者不存在品の行政回収を、35%に当たる 35 自治体は義務品の行政回収を将来的にはやめる予定であると回答しています（表 13、14）。

（表 10）行政回収する廃パソコンの収集・受入区分、処理手数料

	粗大ごみ 大型ごみ	不燃ごみ	搬入ごみ 持込ごみ	その他	平均 処理手数料
	（自治体数（％））				（円）
デスクトップ	65（66％）	17（17％）	11（11％）	6（6％）	529 円
ノートブック	39（39％）	44（45％）	11（11％）	5（5％）	402 円
ブラウン管式 ディスプレイ	66（67％）	16（16％）	11（11％）	6（6％）	558 円
液晶 ディスプレイ	55（56％）	27（27％）	11（11％）	6（6％）	492 円

（表 11）義務者不存在品の主な処理ルート

		平成 19 年 10 月 1 日時点	平成 18 年 10 月 1 日時点
		（自治体数（％））	（自治体数（％））
パソコン 3 R 推進センターへ引き渡し、再資源化 ^注		3（3％）	2（2％）
廃棄物処分業者へ引き渡し、処分等		30（30％）	17（18％）
自ら処理 市区町村が	手分解等を行い、鉄等金属に加え、 プリント配線板等のリサイクルを 実施	7（7％）	6（7％）
	破碎処理後、鉄等金属を回収して残 さを埋立処分	47（48％）	57（61％）
	破碎処理後、埋立処分	4（4％）	5（6％）
	直接埋立処分	4（4％）	4（4％）
その他		4（4％）	2（2％）
合計		99（100％）	93（100％）

(表 12) 義務品の主な処理ルート

	平成 19 年 10 月 1 日時点	平成 18 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
平成 15 年 10 月以降に販売された義務品 (P C リサイクルマークが付いたもの) については、製造等事業者へ引き渡し、再資源化を行う ^{注)}	10 (10%)	13 (14%)
義務品については (P C リサイクルマークがない場合も)、製造等事業者へ引き渡し、再資源化を行う ^{注)}	4 (4%)	0 (0%)
回収した義務品は全て (P C リサイクルマークがある場合も)、義務者不存在品とともに廃棄物処分業者へ引き渡し、処分等する	26 (26%)	25 (27%)
回収した義務品は全て (P C リサイクルマークがある場合も)、義務者不存在品とともに、自ら処分等する	48 (49%)	54 (58%)
その他	11 (11%)	1 (1%)
合計	99 (100%)	93 (100%)

(表 13) 義務者不存在品を行政回収する主な理由

	平成 19 年 10 月 1 日時点	平成 18 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
義務者不存在品の行政回収をやめたとしても、義務者不存在品が自治体の収集するごみに混ざって排出されるおそれがあるため	55 (56%)	51 (55%)
パソコン 3 R 推進センターにおける義務者不存在品の回収について、周知が未だ十分に図られていないため。したがって、将来的には義務者不存在品の回収をやめる予定	29 (29%)	24 (26%)
その他	15 (15%)	18 (19%)
合計	99 (100%)	93 (100%)

(表 14) 義務品を行政回収する主な理由

	平成 19 年 10 月 1 日時点	平成 18 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
義務品は製造等事業者によるリサイクルとし、義務者不存在品は自治体において従来どおりごみとして処理することとなると、処理費用の点で住民に不公平感が生ずるため	9 (9 %)	11 (12 %)
義務品の行政回収をやめたとしても、義務品が自治体の収集するごみに混ざって排出されるおそれがあるため	40 (41 %)	41 (44 %)
パソコンのリサイクルについて、住民への周知が未だ十分に図られていないため。したがって、将来的には義務品について行政回収をやめる予定	35 (35 %)	26 (28 %)
その他	15 (15 %)	15 (16 %)
合計	99 (100 %)	93 (100 %)

7 不法投棄について

不法投棄された廃パソコンを回収した 699 自治体における処理については、22%に当たる 154 自治体が、義務品については（PCリサイクルマークがない場合も）製造等事業者、義務者不存在品についてはパソコン 3 R 推進センターに引き渡し、再資源化を行っています（表 15、16）^{注）}。

(表 15) 不法投棄物の回収の有無

	平成 18 年 10 月 - 平成 19 年 9 月	平成 17 年 10 月 - 平成 18 年 9 月
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
不法投棄物を回収した	699 (38 %)	571 (31 %)
不法投棄物を回収していない	1,124 (62 %)	1,242 (69 %)
合計	1,823 (100 %)	1,813 (100 %)

(表 16) 不法投棄物の主な処理ルート

	平成 19 年 10 月 1 日時点	平成 18 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
平成 15 年 10 月以降に販売された廃パソコン (P C リサイクルマークが付いたもの) につ いては、製造等事業者へ引き渡し、再資源化 を行う ^{注)}	49 (7 %)	70 (12 %)
義務品については (P C リサイクルマークが ない場合も)、製造等事業者へ引き渡し、義 務者不存品については、パソコン 3 R 推進 センターへ引き渡し、再資源化を行う ^{注)}	154 (22 %)	154 (27 %)
廃パソコンは全て (P C リサイクルマークが ある場合も)、廃棄物処分業者へ引き渡し、 処分等する	211 (30 %)	142 (25 %)
廃パソコンは全て (P C リサイクルマークが ある場合も)、自ら処分等する	269 (39 %)	202 (35 %)
その他	16 (2 %)	3 (1 %)
合計	699 (100 %)	571 (100 %)

(表 17) 不法投棄物を廃棄物処分業者へ引き渡し処分等するか、市区町村が自ら処分等
する場合の主な方法

	平成 19 年 10 月 1 日時点	平成 18 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント 配線板等のリサイクルを実施	113 (23 %)	73 (21 %)
破砕処理後、鉄等金属を回収して残さを埋立 処分	298 (60 %)	216 (63 %)
破砕処理後、埋立処分	52 (10 %)	42 (12 %)
直接埋立処分	14 (3 %)	7 (2 %)
その他	22 (4 %)	6 (2 %)
合計	499 (100 %)	344 (100 %)

注) 行政回収台数や不法投棄台数の一部は、メーカー等による回収台数にも含まれて
います。